

高等学校等就学支援金の手続きは全員が必要です

令和6年7月から令和7年6月までの授業料に関する手続き

就学支援金 収入状況届出(受給資格認定申請)について(オンライン申請)

就学支援金とは、高校の授業料を国が生徒に代わって負担する制度です。収入状況届出書(受給資格認定申請書)を提出され、認定となった方は、**令和6年7月から令和7年6月までの授業料が無償となります。返済の必要はありません。**(今年度卒業予定の方については、令和6年7月から令和7年3月までの授業料です。)

就学支援金の申請は「**高等学校等就学支援金オンライン申請システム**」(以下、「システム」といいます。)からのオンラインでの申請となります。システムを利用するには、同封の「ログインID通知書」が必要となります。

オンラインでの申請方法につきましては、「高等学校等就学支援金オンライン申請マニュアル」をご確認ください。マニュアルは学校ホームページ又は大阪府HP(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180140/kyoishisetsu/furitukoukou/online.html>)をご確認ください。

提出書類や申請方法の詳細は、裏面「**高等学校等就学支援金 令和6年7月申請における提出書類フローチャート**」をご確認ください。書類の提出が必要な場合は、7月12日(金)までに提出してください。

なお、インターネット環境をお持ちでない場合は、紙による申請も可能ですので学校事務室にご連絡ください。

★**審査結果については、年内に学校を通じてお知らせする予定です。**

【高等学校等就学支援金制度の対象となる要件】

保護者等の令和6年度の「課税標準額(課税所得額)×6%—市町村民税の調整控除の額(政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)」で計算される算定基準額が304,200円未満であることが要件です。父母ともに所得がある場合には、父母の合計額で判定します。

ただし、支給期間は全日制で36月、定時制及び通信制で48月の制限があります。期間の計算では、国立・公立・私立を問わず、高等学校等の在学期間を通算します。

【ご注意ください!】

今回の申請では、**令和5年1月~12月の収入に基づく税情報**が必要となります。

税の申告が済んでいない場合は、マイナンバーの提出があっても審査を行うことができません。

結果の通知が遅れる原因にもなりますので、**必ず税の申告を行うようお願いいたします。**

注意!

期限までに申請しなかった場合や、審査の結果要件に該当しなかった場合は、授業料をご負担いただくこととなります。

【必ずお読みください】

- 所得の確認対象となる保護者等は、原則として「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認してください。仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかになった場合は、支給を受けた者から不正利得として受給額が徴収されます。また偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 税の更正により、受給資格を満たすことになった場合は、更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格の認定申請を行ってください。

【学校からのお知らせ】

オンライン申請の入力期限および書類(必要な方のみ)の提出期限は

7月12日(金)です。

【お問い合わせ先】

大阪府立佐野高等学校 事務室

電話: 072-462-3825